(独)国立病院機構の事業概要

基本特性

1 事業の特色

- 政策医療(※国の医療政策として機構が担うべきもの) の実施機関
 - ※ 結核、重症心身障害、筋ジストロフィー、心神喪失者等医療観察法等他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療や、国の政策上、特に体制確保が求められる4疾病5事業に対する医療、危機管理対応など
- 全国病院ネットワークによる人的・技術的・資金的な相互支援を実施しながら、 診療・臨床研究・教育研修が一体となった事業を展開

2 事業規模

- 〇本部 東京
- 〇病院数 144病院
- 〇病床数(H22) 56,508床(全国シェア3.5%)

(一般48,385床、療養156床、結核・感染症3,256床、精神4,711床)

- 〇患者数(H21) 入院16,161,453人 外来11,596,799人
- 〇平均在院日数(H21) 28.3日(全病床)

19.8日(一般病床:筋ジストロフィー・重症心身障害を除く)

- 〇附属施設
 - 附属養成所(43箇所) 看護師等養成所(42)(うち助産師養成課程を有する養成所5)、
 リハビリテーション学院(1)
- 〇職員数 病院管理部門 2,099人 (H22) 病院事業部門 48,679人
- ○予算(うち国費)(H22) 8,676(484※)億円 うち診療事業 7,990(86)億円 ※347億円は、国期間分の退職給付債務である。

政策医療の提供内容・実績とそのネットワーク

全国病院ネットワークによる人的・技術的・資金的な相互支援を実施しながら、 診療・臨床研究・教育研修が一体となった事業を展開

民間ではアプローチが困難な医療

○国立病院機構の病床シェア

①心神喪失者等医療観察法 73.4%

②筋ジストロフィー

95. <u>5%</u>

③重症心身障害

38. 2%

(医療の必要の高い患者を多く受入)

④結核

39. 1%

(多剤耐性結核など難治性の患者を多く受入)

国家の危機管理

(大規模災害や感染症発生時等)

〇新型インフルエンザ対策

厚生労働省の要請に基づき、新型インフルエンザ発生時に 検疫所等へ、延べ医師237名、看護師282名を派遣

〇災害等における活動

災害医療センターを中心とした全国の国立病院機構 災害拠点病院が国、自治体等と連携し活動

機構病院のDMAT: 21病院 60チーム

★新潟中越地震発生直後より医療班を派遣するなど、 継続的に医療支援を実施 35病院 延べ64班 派遣

〇国民保護法において、国民のために医療を確保する 法的義務が課されている(国レベルでは当機構と日赤のみ)

国の政策上、特に体制確保が求められる事業

〇4疾病5事業

がん:60病院 循環器:50病院 脳卒中:33病院 糖尿病:41病院

救急医療 救命救急センター:17病院

救急輪番参加病院:67病院

災害拠点病院:17病院 へき地拠点病院:7病院 周産期医療総合周産期:4病院 地域周産期:14病院

小児医療 小児医療拠点病院:17病院 救急輪番参加病院:38病院

☆地域医療連携

地域医療支援病院 40病院 紹介率 55.0% 逆紹介率 44.1% 地域連携パス実施病院数:65病院

診療事業

臨床研究事業

○新型インフルエンザワクチン(H1N1)の臨床試験等を、 厚生労働省の要請を受けて、迅速に実施し、有効性・ 安全性等を検証。

(短期間で2万人を超える被験者のデータを収集)

- → <u>ワクチン接種回数の決定など医療政策の方針</u> <u>決定に貢献</u>
- 〇ネットワークを活用したEBMのためのエビデンス づくりの推進など臨床現場と一体となった大規模臨 床研究を実施
- 〇入院治験をはじめとする難易度の高い治験など迅速 で質の高い治験を実施
- ☆過去3年間に承認された268品目のうち 約6割(154品目)の治験に参画



教育研修事業

○質の高い医師、看護師等の育成 臨床研修指定病院 基幹型 53病院 協力型 116病院

機構独自の専修医制度(後期研修)

- ○特定看護師(仮称)の育成に向けた取組 東京医療保健大学国立病院機構校の開設(H22.4)
- ○職種横断的な研修の実施 (チーム医療推進のための研修)
- ○災害医療、EBMの推進などについて、 臨床と一体となった質の高い 医療従事者の 研修の実施

医療の質の均てん化 ドラッグラグの解消 全国144病院のネットワーク

国立病院機構が提供する医療

4疾病5事業等地域医療への貢献

《4疾病5事業》

【がん】

大阪医療他59病院 がん診療拠点病院 34病院

【循環器】

京都医療他49病院

【脳卒中】

九州医療他32病院

【糖尿病】

京都医療他40病院

【救急医療】

救命救急センター 17病院 救急輪番参加病院 一般67病院

【災害医療】

災害拠点病院 17病院

【へき地医療】

へき地拠点病院 7病院

【周産期医療】

総合周産期 4病院 地域周産期14病院

【小児医療】

小児医療拠点病院 17病院 救急輪番参加病院 小児38病院

《その他ネットワーク》

【感染症】

三重他39病院

【肝疾患】

長崎医療他38病院

【免疫異常】

相模原他35病院

【骨·運動器疾患】

村山医療他39病院

【血液疾患】

名古屋医療他25病院

【感覚器】

東京医療他14病院

【消化器疾患】

九州医療他32病院

【成育医療】

名古屋医療他36病院

〈病院ネットワーク〉

旧療養所 <u>〈89病院〉</u>

人的•技術的支援

旧国立病院 <u>〈55病院〉</u>

他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療(セイフティネット系)

【重症心身障害児(者)】 南九州他67病院

【筋ジス・神経】

静岡でんかん、東埼玉 他64病院

【精神疾患】

久里浜他28病院

【結核·呼吸器疾患】

近畿中央他72病院

【エイズ】

エイズ拠点病院 大阪医療他69病院

ネットワークを活用した臨床研究・教育研修・危機管理

《臨床研究事業》

◇ネットワークを活用したEBMのためのエビデンスづくりの推進

・EBM推進のための大規模臨床研究 平成21年度までに23課題を採択(延べ1,068病院、29,860例)

・研究ネットワークの構築

各研究分野で、もっとも活動性の高い病院をグループリーダーとし、 一定の高い実績を有する病院を主たるメンバーとするネットワークを構築

・国から要請を受けた新型インフルエンザに関する臨床試験の迅速な実施

研究名称	対象人数(病院数)	期間
免疫原性に関する臨床試験	200名 (4病院)	約2か月
免疫原性に関する小児臨床試験	360名 (8病院)	約3か月
安全性の研究	22,112名(67病院)	約1か月
免疫原性の持続等に関する検討	400名(5病院)	約3か月
輸入ワクチンに関する使用成績調査	644名 (18病院)	約2か月

ワクチン接種回数の決定など医療政策の方針決定に貢献

◇治験の推進

・質の高い治験の推進

常勤CRC数 157名

治験実施症例数 4,494件(対前年度比5.4%増)

治験活性化5カ年計画における

中核病院1ヵ所、拠点医療機関5ヵ所

過去3年間で承認された268品目のうち、

約6割(154品目)の治験に参画



◇臨床評価指標

・144病院のネットワーク機能を活用して、病院の提供する医療の質を計り、 改善するための臨床評価指標の開発、検証、公表

◇調査研究機能の強化

・「総合研究センター」の設置(平成22年4月) ネットワークを活用した診療情報の収集・分析による医療の質の均てん化、 エビデンスの集積による医療政策への貢献

《教育研修事業》

◇質の高い医療従事者の養成・確保

若手医師の育成 臨床研修医714名、後期研修医等802名の受入 機構独自の専修医制度(後期研修946コース)

- ・東京医療保健大学 国立病院機構校の開設 学校法人との連携により、平成22年4月開設 全国に先駆けた特定看護師(仮称)養成の取組
- •附属看護学校国家試験合格率 98.1%(参考) 全国平均合格率 93.9%
- ・認定看護師等の配置 感染管理看護師等認定看護師・専門看護師の配置 95病院 320名

◇地域医療に貢献する研修事業の実施

- ・地域の医療従事者を対象とした研究会等の実施開催件数 2,378件(H21年度)
- ◇ 職種横断的な研修の実施
- ・チーム医療推進のための研修の実施(NST(栄養サポートチーム)、がん 化学療法、輸血)
- ◇医療安全研修の実施

《危機管理》

◇新型インフルエンザ対策

・新型インフルエンザの発生による国家の危機管理に対応するため、厚生労働省 の要請に基づき、検疫所等へ55病院から医師237名、看護師282名を他の 医療機関に先んじて迅速かつ継続して派遣

◇災害等における活動

- ・平成16年の新潟中越地震発生直後より35病院から延べ64の医療班(医師79名、 看護師105名等合計313名)を約1か月に渡って派遣するなど、継続的に医療 支援を実施
- •平成19年3月 能登半島沖地震
- ·平成19年7月 新潟県中越沖地震
- ·平成20年6月 岩手·宮城内陸沖地震 他
- ○国民保護法において、国民のために医療を確保する法的義務が課されている (国レベルでは当機構と日赤のみ)

診療事業の経営・財務状況

(単位:千円)

(決算ベース)	H17	H18	H19	H20	H21
収益総額	710,135,512	712,125,282	743,615,935	753,516,700	777,013,319
医業収益	700,436,455	700,017,502	731,184,139	740,893,054	762,560,088
入院診療	579,206,677	575,283,560	599,650,483	606,514,236	618,775,626
室料差額	6,668,337	7,059,658	7,515,113	8,185,611	9,033,346
外来診療	111,990,153	114,172,512	119,896,096	121,793,446	129,306,364
保健予防活動	1,835,132	1,932,884	2,126,484	2,259,284	3,030,789
その他	736,156	1,568,887	1,995,963	2,140,476	2,413,964
運営費交付金·補助金	6,349,882	8,169,792	7,628,560	7,969,422	9,584,878
その他	3,349,175	3,937,989	4,803,236	4,654,224	4,868,353
費用総額	703,658,549	697,761,854	714,639,351	722,866,010	740,966,288
医業費用	679,225,152	674,485,391	691,694,853	697,909,213	722,879,997
給与費	373,694,056	375,661,967	386,954,114	387,752,058	402,001,750
材料費	164,980,171	165,876,791	172,682,822	174,184,006	182,953,728
委託費	30,880,180	31,162,763	32,658,956	34,534,762	35,760,264
設備関係費	80,845,590	71,895,359	68,801,927	67,569,103	70,064,387
研究研 修費	356,747	393,908	182,120	205,526	235,792
経費・その他	28,468,408	29,494,604	30,414,915	33,663,758	31,864,077
その他	24,433,397	23,276,463	22,944,498	24,956,796	18,086,291
診療事業収支	6,476,963	14,363,428	28,976,584	30,650,690	36,047,031

(注)単位未満を四捨五入して表示しております。

運営費交付金は、「救急医療」、「周産期医療」等、特に医療提供体制の確保が求められる4疾病5事業にかかるもの(民間病院等に対して措置されている補助金見合いのもの)、結核医療や災害に備えた体制等の維持にかかるもの。 21年度決算額:75億円 → 22年度予算額:49億円 → 23年度概算要求額:19億円

収益総額に対する運営費交付金・補助金の割合は1%程度であり、運営費交付金・補助金に依存した病院運営は行っていない。

これまでの組織改革と今後の対応

1 これまでの組織改革の概要

- 病院の規模・機能の見直し
 - ・ 南横浜病院の廃止(20年12月)
 - 病棟の稼働状況に応じた整理・集約
 (参考)過去3年(19~21年度)の集約数(延計) 55病院 62個病棟 2,674床
- 〇 病院の自律的運営の確立(独法化後)

院長裁量の拡大(職員配置等)、原則自己資金による運営、経営努力の評価(賞与の支給)等

- 〇 病院支援事業の実施
 - 本部・ブロック事務所は、国より負託されたミッションを実践するための総合的なプログラム (戦略)を作成し、戦略の実行と目標を効果的・効率的に達成するためのマネジメントを行う 責任センターとして必要な事業を実施。
 - 一方、規模そのものは国時代と比べると大幅に縮減。

(参考1)病院支援事業(主なもの)

- ・本部・ブロックによる共同入札の実施(大型医療機器、医事会計システムでは4~6割のコスト削減)
- ・施設整備企画(標準仕様を作成し、国時代と比べ、施工費用を約半減)
- ・診療情報の分析事業の実施
- ・本部に中央治験審査委員会を設置し、多施設共同治験の一括審査を行うとともに、製薬企業との窓口となり、各病院への紹介や一括契約を実施

(参考2)本部・ブロック事務所職員数

国(15年度)388人 → 機構発足時(16年度)291人 → 現在(22年度)288人

○ 国の再編成計画(S61策定)に基づいて、病院の移譲、統廃合を着実に実施

(参考1)年度別の病院数

	/F11703X	_									_	(平成22年	F10月現在)
	^{昭和} ~ ^{平成} 61年度 ~ 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	20年度	21年度	小計	平成 26年度 (予定)	合計
病院数	236 → 209	201	191	181	166	154	149	146	145	144		143	
減少数 計	△ 27	Δ8	Δ 10	Δ 10	△ 15	Δ 12	△ 5	Δ3	Δ1	Δ1	△ 92	Δ1	△ 93

国時代 独法化後

(参考2)再編成計画推進のために国が講じた措置(概要)

- 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律(再編成特措法)に基づく国立病院・療養所の資産の減額譲渡
 - → 公的医療機関の開設者等が、国立病院・療養所の資産の譲渡を受け、引き続き医療機関を開設する場合の減額措置

対象者区分	地方公共団体	地方公共団体 管理委託を行う場合	地方公共団体以外 (日赤、学校法人、社会福祉法人等)
職員の2分の1以上が 引き継がれる場合	無償	無償	9割引 (離島、辺地等は無償)
職員の3分の1以上2分の1	8割引	8割引	7割5分引
未満が引き継がれる場合	(離島、辺地等は無償)	(離島、辺地等は9割引)	(離島、辺地等は8割引)
職員の3分の1未満が	5	4割5分引	
引き継がれる場合	(離島、辺 1	(離島、辺地等は5割引)	

- 再編成特措法に基づく施設設備整備費補助及び運営費補助
 - ① 施設設備整備費<補助率1/2 期間3年間>
 - ② 運営費補助<補助率1/2又は1/3 期間60カ月>
- 〇 再編成特措法に基づく医師の派遣等
 - → 譲渡先の医療機関に対して国立病院・療養所に勤務する医師を派遣するなどの必要な配慮
- 再編成にかかる税の軽減措置(登録免許税、不動産取得税、固定資産税・都市計画税)
- 社会福祉・医療事業団(現:福祉医療機構)による低利融資

2 今後の組織改革の概要

- 〇 非公務員化のメリットを最大限活かした地域医療への貢献、病院運営 【法改正後、23年度移 行予定】
- 非公務員化後の機構のガバナンス強化が図れるよう、国との人事交流のあり方を見直し 【非公務員化に併せて実施予定】
- 国の再編成計画に基づく病院の統廃合を着実に実施【26年度に善通寺病院と香川小児病院を 統合をもって完了予定】
- 個々の病院毎の総合的検証、自治体等地元関係者や患者の状況を踏まえながら、中長期的 視点に立って、病院の機能や規模について必要な見直しを実施【継続的に実施】
- 〇 診療事業に係る運営費交付金(49億円)のうち、国の医療政策上特に体制確保が求められている救急医療、周産期医療及び災害医療に充てられる費用を除き、30億円を削減【23年度概算要求】
- 再編成計画により、廃止した7病院の跡地を、現物により国庫納付(57億円(簿価))(旧十勝、旧登別、旧西甲府、旧岐阜、旧金沢若松、旧鳥取、旧筑後)【改正独法通則法の関係法令整備後に実施予定】
- 〇 国時代長期債務の共同負担等のための拠出金率を現状3%から2.4%へ引き下げ、業務見直 しによる本部・ブロック事務所職員数の更なる縮減【23年4月実施予定】